

建設業における労働災害防止対策及び 労働安全衛生規則改正（熱中症） の説明会



令和7年5月29日
福岡中央労働基準監督署
安全衛生課 弥吉 栄輝

本日の説明内容

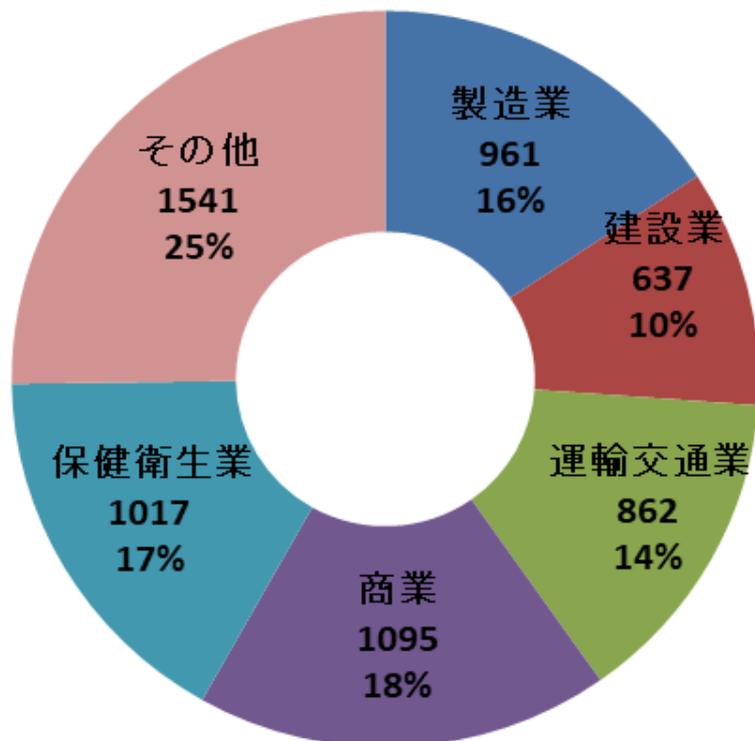
- 1 労働災害発生状況
- 2 建設業における労働災害防止対策
- 3 労働安全衛生規則（熱中症）の改正内容
- 4 働き方改革関連法

1 労働災害発生状況（福岡県）

休業4日以上の労働災害（令和6年）

全業種 6, 113件

建設業 637件（10%）



業種	死傷者数(人)	死亡者数(人)
全業種	6, 113	27
建設業	637	8 (30%)
土木業	158	2
建築業	347	3
その他	132	3

令和7年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

番号 1

災害発生日 令和7年1月 業 種 建築工事

事故の型別 墜落・転落 起因物別 屋根

災害発生状況

個人宅隣接の倉庫の改修工事（一部解体）で、倉庫の約半分を解体するものであり、被災者は解体工事に伴う事前調査及び作業段取りのため、脚立を使用して屋根に上って作業を行っていたところ、屋根スレートを踏み抜き約4.4メートルの高さから倉庫土間に墜落した。

番号 2

災害発生日 令和7年2月 業 種 土木工事業

事故の型別 崩壊、倒壊 起因物別 地山、岩石

災害発生状況

既設の下水道管に枝管を設置するため、縦・横約1.5メートル、深さ約2.3メートルの掘削構内で被災者が既設の下水道管周りの土砂をシャベルを用いるなどして手作業で取り除いていたところ、西側の掘削壁面が崩壊し、被災者が生き埋めになった。

番号 3

災害発生日 令和7年3月 業 種 建築工事業

事故の型別 はさまれ、巻き込まれ 起因物別 整地・運搬・積込み用機械

災害発生状況

被災者はトレンチピット内で発泡スチロールの分別作業を、ドラグショベルのオペレーターはトレンチピット内の土部分にバケットを当て、ピット内に土の流入を抑える作業を行っていた。バケット付近で作業を行うため、オペレーターにバケットを動かすよう被災者は無線で指示した。オペレーターは被災者の位置を確認しないままバケットを動かしたため、被災者はバケットとトレンチピットの壁に挟まれた。

令和6年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

番号 1

災害発生日 令和6年1月 業種 土木工事業
事故の型別 崩壊・倒壊 起因物別 地山・岩石

災害発生状況

雨水管渠の設置にあたり、既設の水道管を移設するためドラグショベルで掘った深さ1.47mの掘削底に入り掘削箇所を指示していたところ、背後の地山が崩壊し、アスファルト塊が被災者に激突した。

番号 2

災害発生日 令和6年1月 業種 建築工事業
事故の型別 墜落、転落 起因物別 トラック

災害発生状況

解体工事現場において、解体用つかみ機を用いたダンプトラックへの廃材積込み作業を行っていた。当該作業において、被災者は、ダンプトラックの荷台・積荷廃材上での当該廃材のならし作業を行っていた際、バランスを崩し墜落した。

番号 3

災害発生日 令和6年2月 業種 土木工事業
事故の型別 転倒 起因物別 掘削用機械

災害発生状況

護岸工事現場で、工事箇所への川水の流入防止のために設けていた矢板を外す作業で使用する工事用通路の造成を行おうと、被災者がドラグショベルで傾斜のある護岸を降りようとしたところ、ドラグショベルが傾き左側に転倒し、被災者が運転席から投げ飛ばされ転倒したドラグショベルの下敷きとなった

番号 4

災害発生日 令和6年4月 業種 建築工事業
事故の型別 墜落、転落 起因物別 足場

災害発生状況

外壁修繕工事において、窓に網戸とサッシを取り付ける作業を本足場の躯体側に張り出した作業床の上で行っていた際、バランスを崩して躯体と足場との隙間から約10m下の地面に墜落した。

令和6年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

番号 5

災害発生日 令和6年5月 業 種 その他の建設工事

事故の型別 崩壊・倒壊 起因物別 電柱

災害発生状況

電柱を撤去する工事現場で、撤去作業前に電柱が折れて倒れ、被災者がその下敷きとなった。

番号 6

災害発生日 令和6年6月 業 種 建築工事業

事故の型別 激突され 起因物別 立木等

災害発生状況

家屋解体作業の中で胸高直径が20cm以上の立木を伐倒するために、移動式クレーンの主巻フックに取り付けたベルトスリングで木の上部を玉掛けし、補巻フックにつり下げたかごに被災者が搭乗した状態で、チェーンソーにより立木を切断したところ、切り離された木が倒れ、被災者に激突したものの。

番号 7

災害発生日 令和6年7月 業 種 その他の建設業

事故の型別 飛来・落下 起因物別 玉掛用具

災害発生状況

ベルトコンベアのベルトの取替工事中、移動式クレーンで吊ったロール状のベルト（重さ4t、幅90cm）をコンベアに引き込む作業を行っていたところ、ロール状のベルトが約1.5mの高さから落下し、コンベアの通路で作業を見守っていた被災者1名が通路とベルトとの間に挟まれた。

番号 8

災害発生日 令和6年11月 業 種 建築工事業

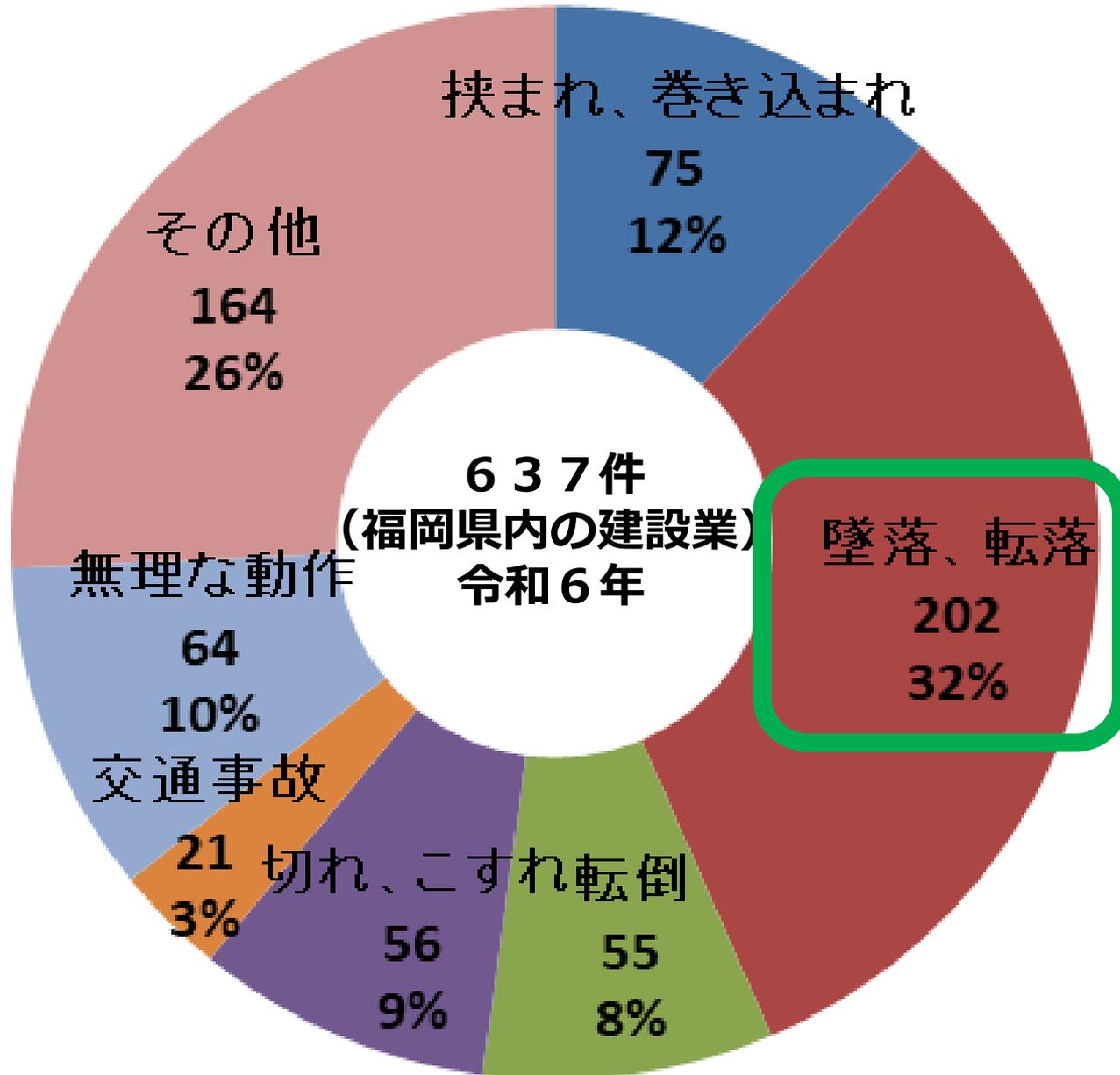
事故の型別 墜落、転落 起因物別 足場

災害発生状況

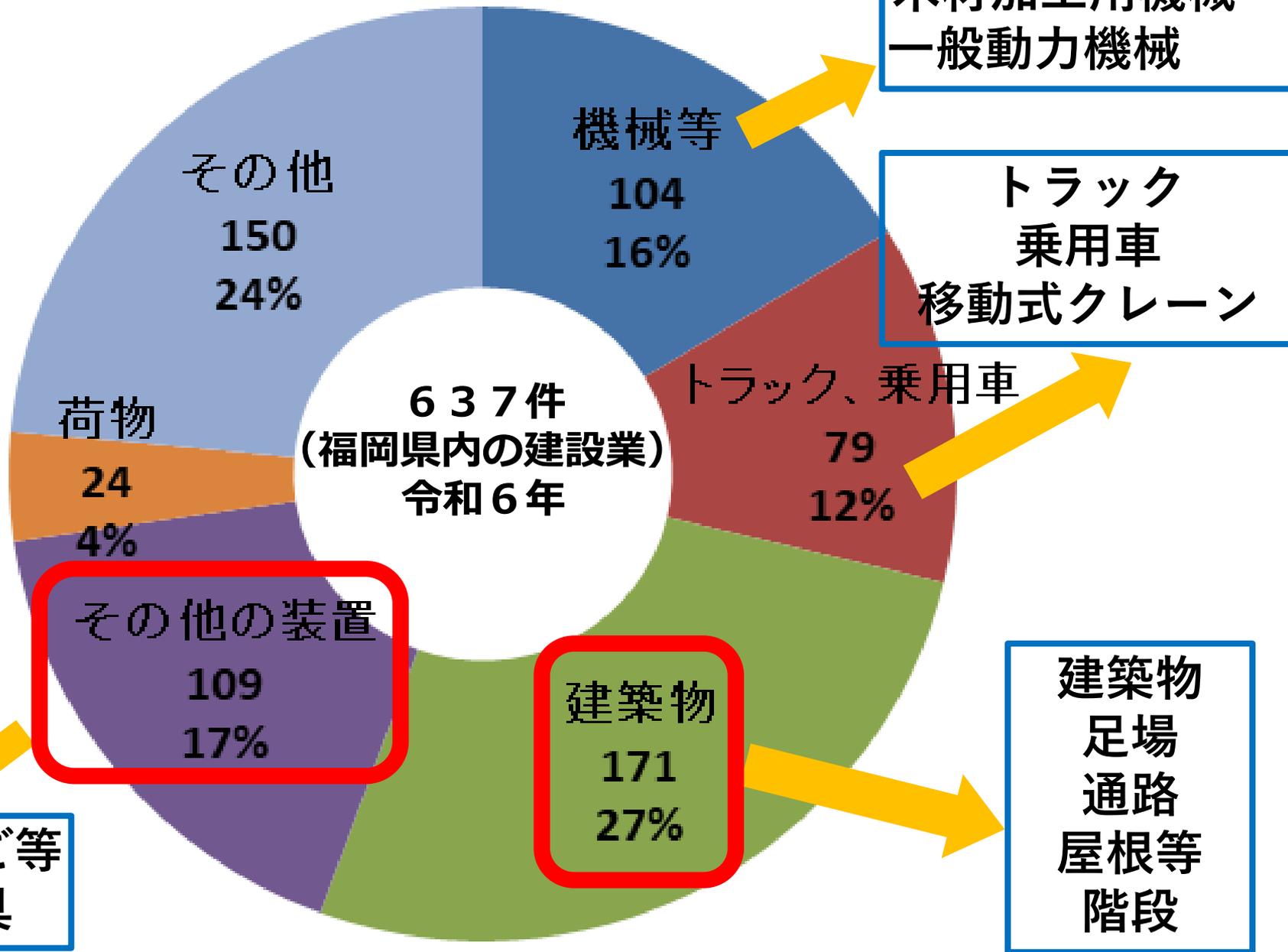
外壁改修工事現場において、足場業者が施工する足場解体工事と並行して、壁つなぎを外した外壁穴の補修作業を行っていたところ、地上に墜落した。



事故の型別

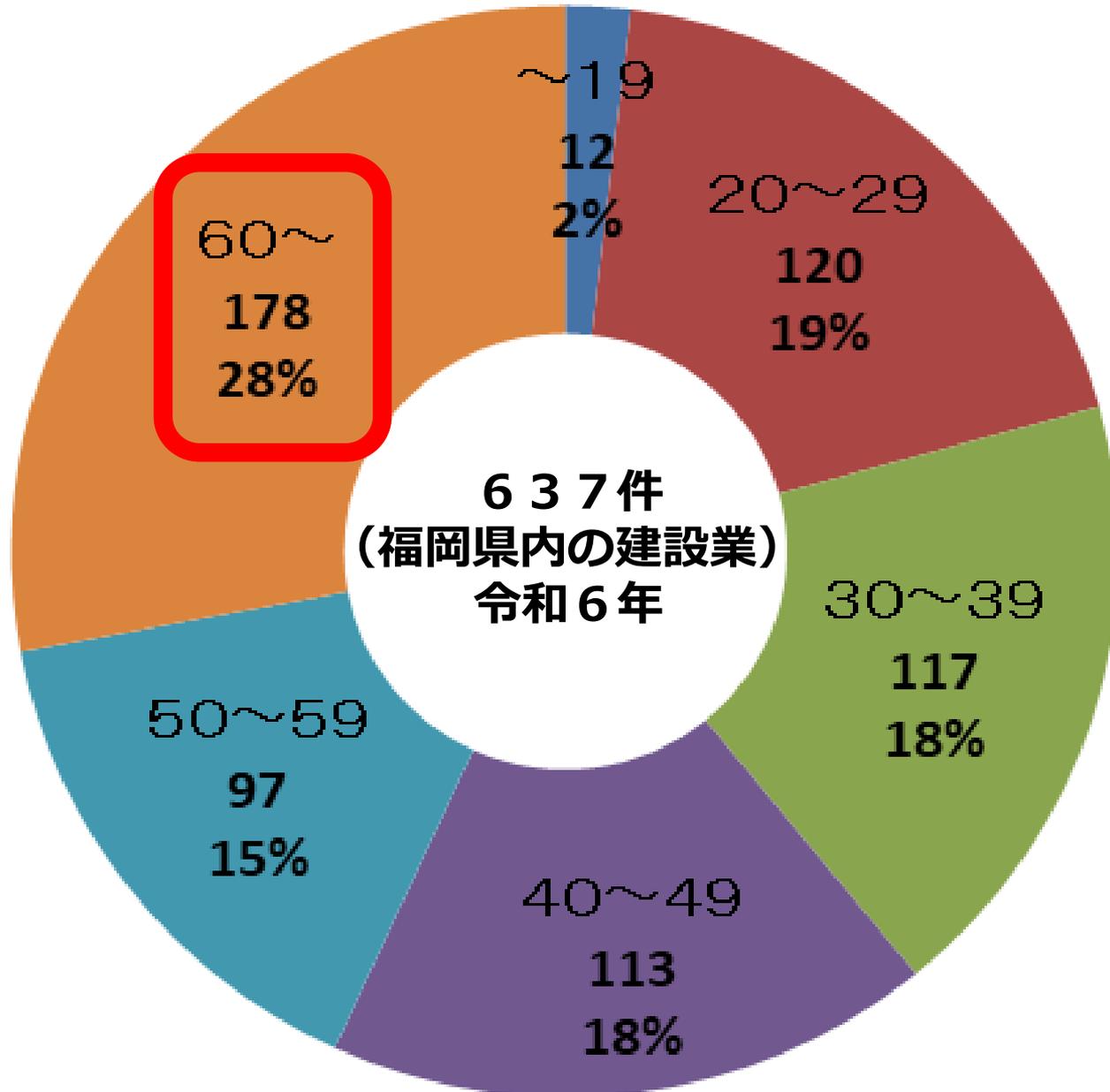


○ 起因物別



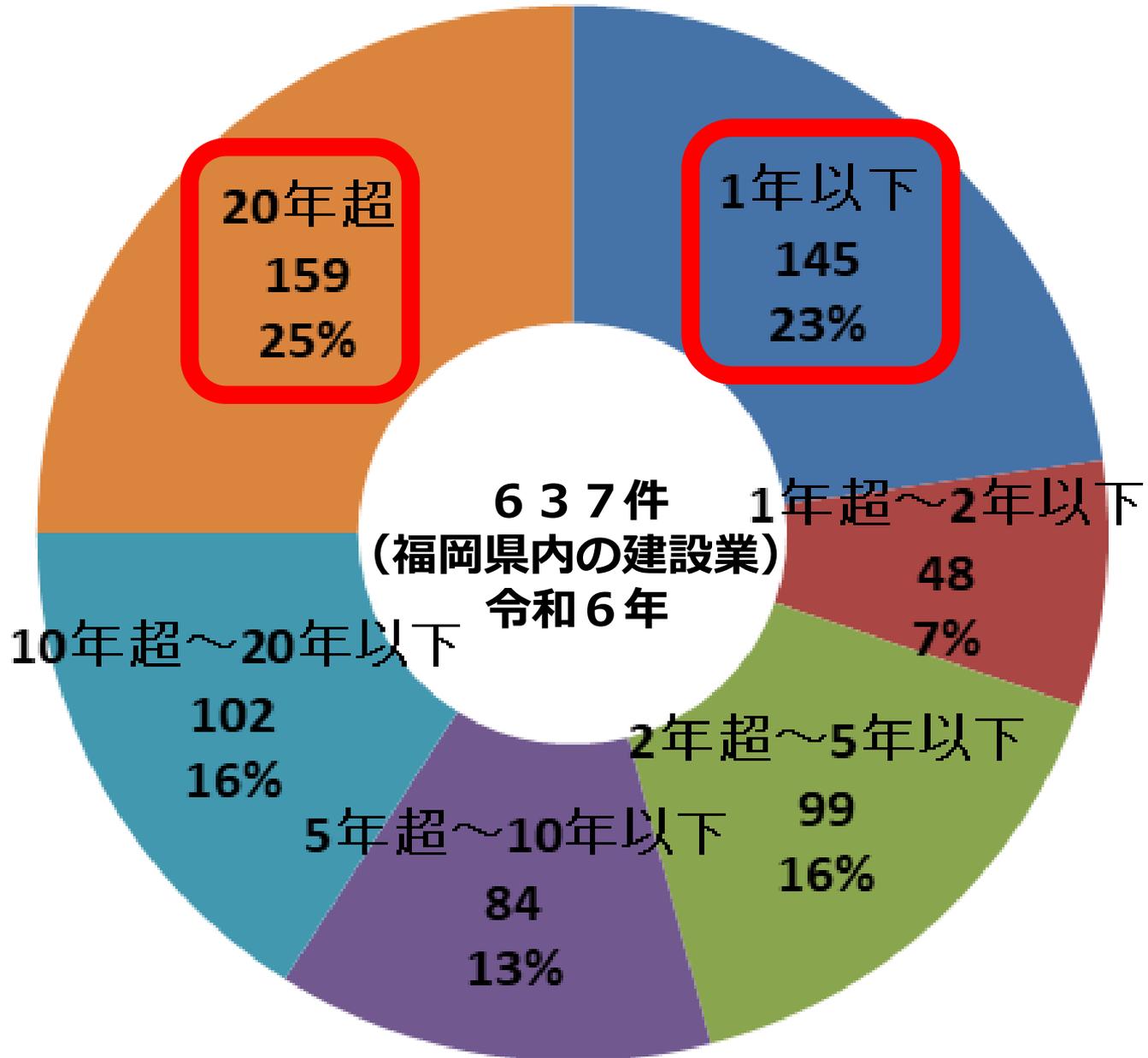


年齢別





経験年数別



第14次労働災害防止計画の概要

労働災害防止計画とは

- ・労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止**に関し**基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

令和5年4月1日～令和10年3月31日

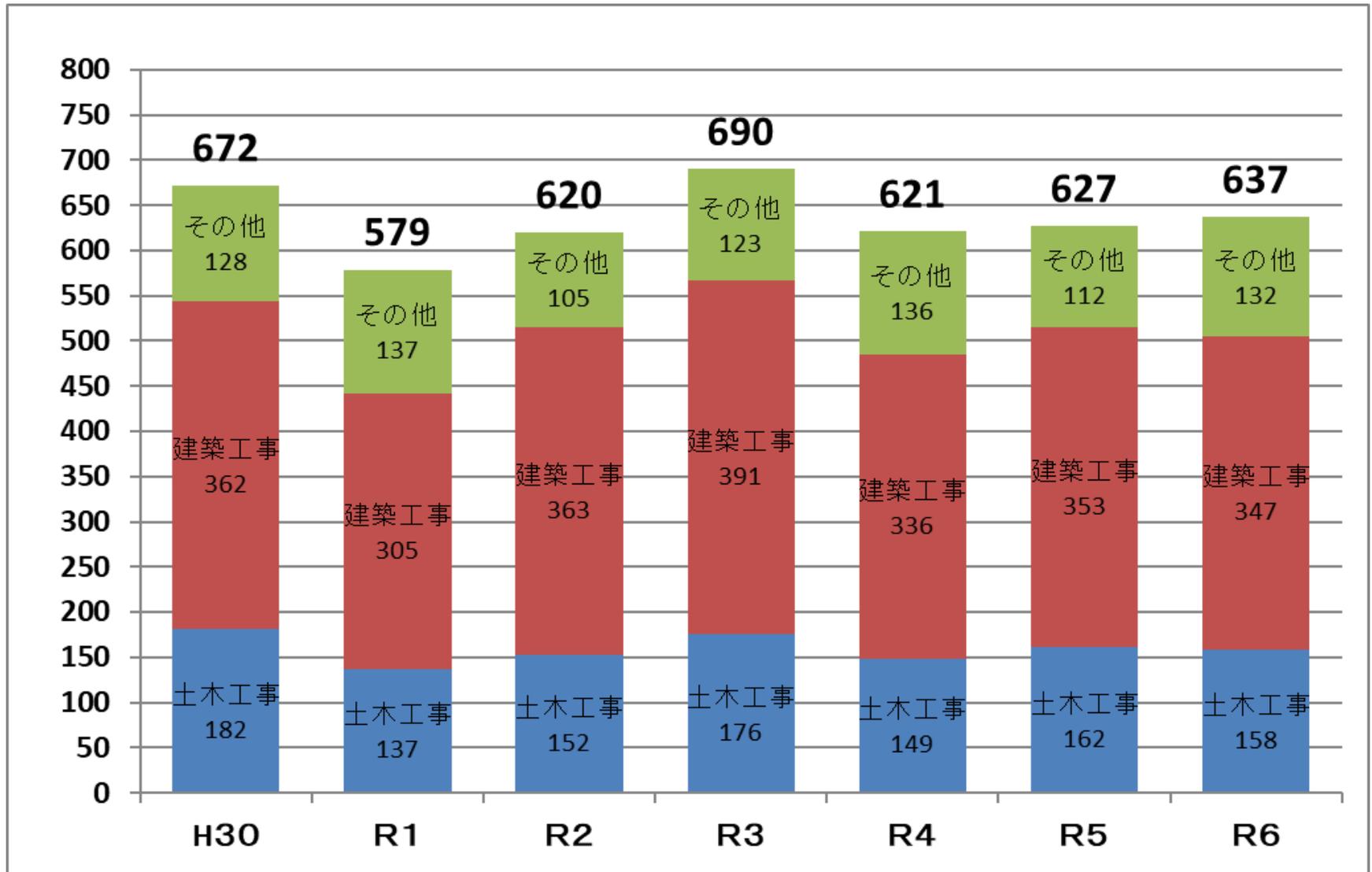
目標

死亡災害：5%以上減少（建設業は、15%以上減少）

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

建設業

死傷災害発生状況（福岡県）



建設業

死亡災害発生状況（福岡県）

12次防					13次防						
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	12次防	13次防
13	12	13	10	8	12	4	9	12	9	56	46

目標

死亡災害：15%以上減少

13次防：46件 → 14次防：39件以下

事故の型別

「墜落・転落」 47.8%

「崩壊・倒壊」 19.6%

「はさまれ・巻き込まれ」 10.9%

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ・作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

アウトプット指標（2027年まで）

墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

アウトカム指標（2027年まで）

死亡者数を13次防期間の総数と比較して15%以上減少

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

2 建設業における労働災害防止対策

労働安全衛生規則（足場）の改正について
令和5年10月1日改正



厚生労働省では、足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、**足場からの墜落防止措置**を強化しました。

令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲の明確化！

幅が1 m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には、点検者の指名が必要！

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要！

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

労働安全衛生規則の条文

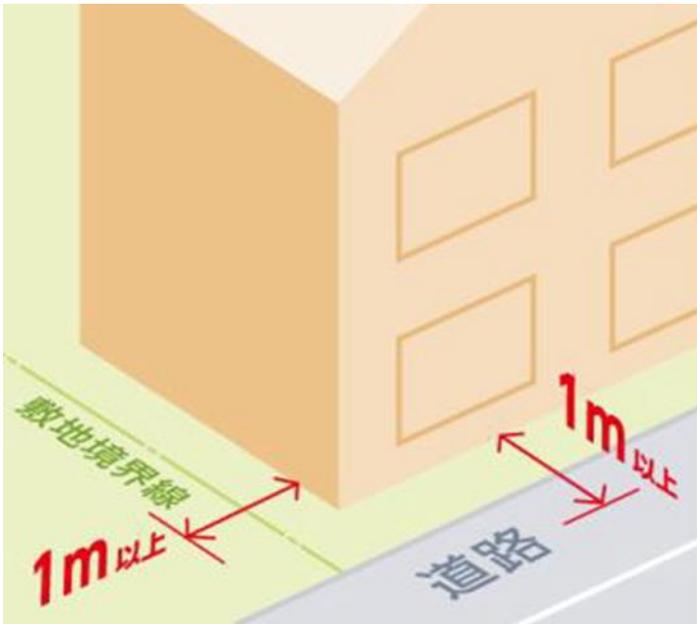
(本足場の使用)

令和6年4月1日施行

第561条の2 (新設)

事業者は、幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。

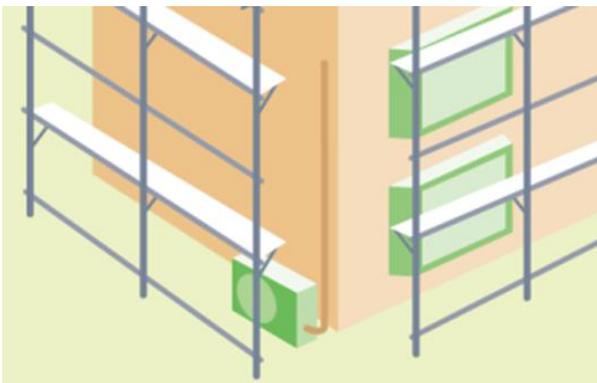
ただし、つり足場を使用するとき、又は**障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは**、この限りでない。



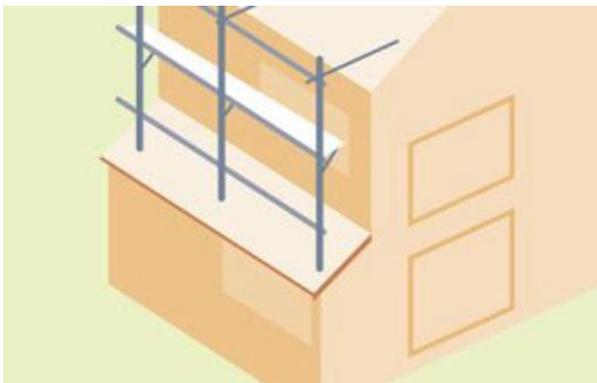
足場設置のため確保した幅が1m以上の箇所について、**その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等**については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1m以上の箇所」を確保してください。

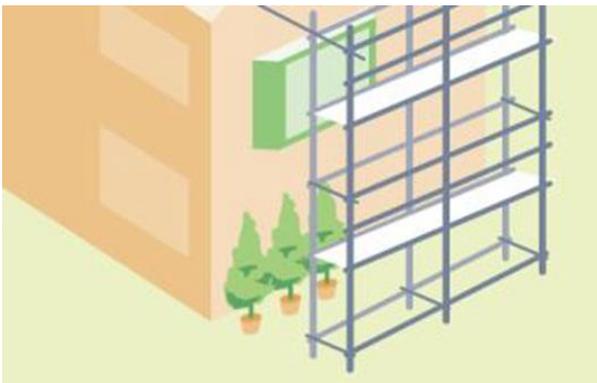
障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき



足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき

労働安全衛生規則の条文

令和5年10月1日施行

(点検)

第567条 (改正後)

第1項

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について**点検させ**、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

第2項

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

第3項

事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

①当該点検の結果及び**点検者の氏名**

労働安全衛生規則の条文

令和5年10月1日施行

(足場についての措置)

第655条(改正後)

第1項

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

第2号

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して**、足場における作業を開始する前に、次の事項について**点検させ**、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

第2項

注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

①当該点検の結果及び**点検者の氏名**

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震とは、

- ① 強風とは、10分間の平均風速が10m/S以上の風
- ② 大雨とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨
- ③ 大雪とは、1回の降雪量が25cm以上の降雪
- ④ 中震以上の地震とは、震度階級4以上の地震

(昭和34年2月18日 基発第101号)

注文者とは

労働安全衛生法第15条

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの**最も先次の請負契約における注文者**とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「**特定元方事業者**」という。)

事業者とは

労働安全衛生法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

点検者の指名について

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。**

点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、下記に掲げる者等、十分な知識・経験を有する者が望ましい。

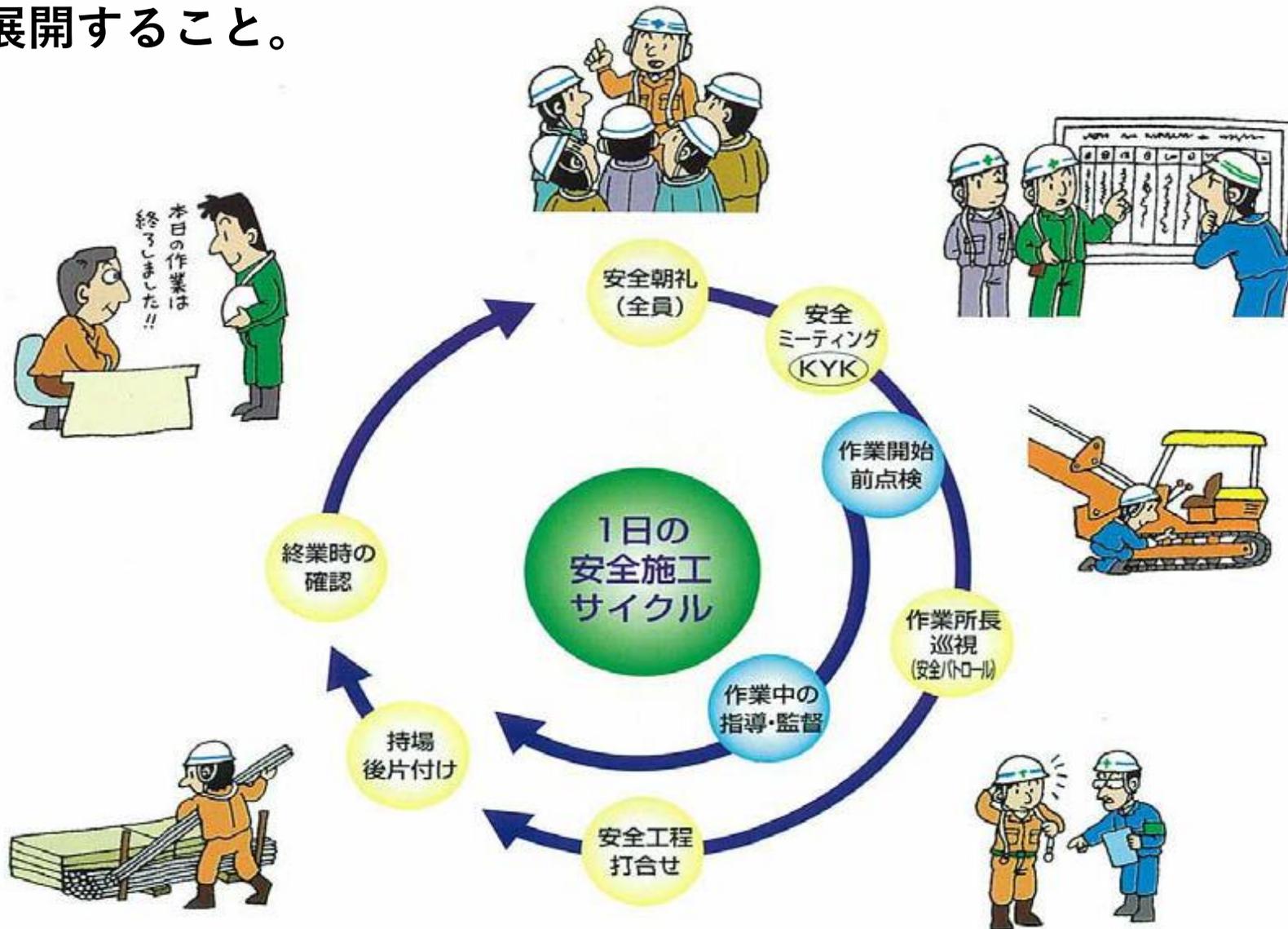
- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（土木又は建築）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

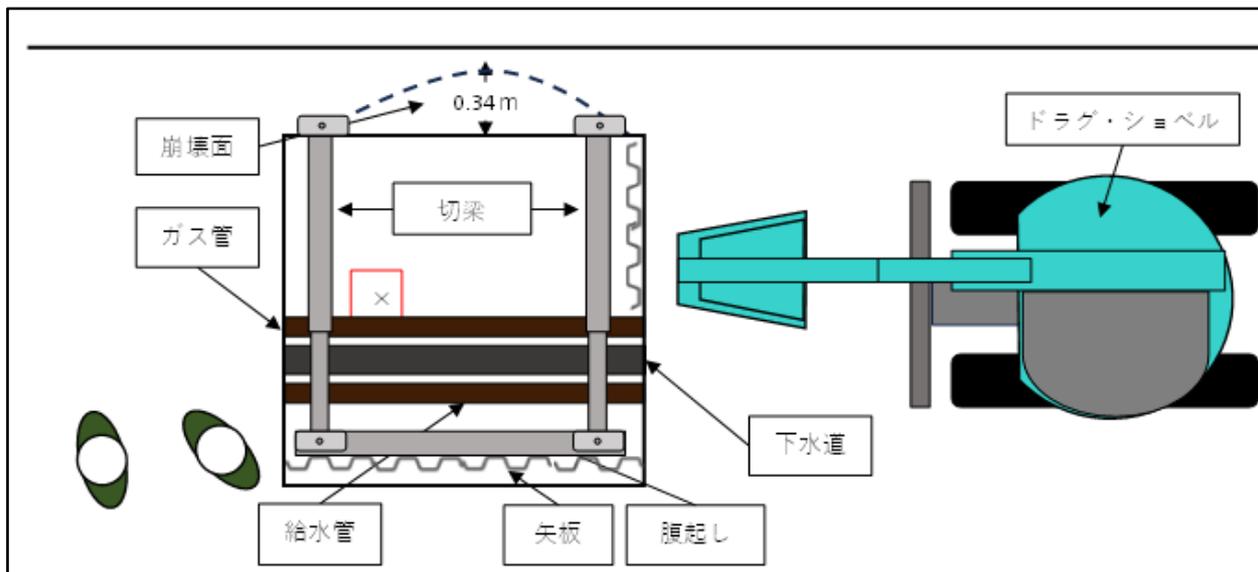
作業開始前の点検は、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。（要綱に記載）



安全施工サイクル

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。



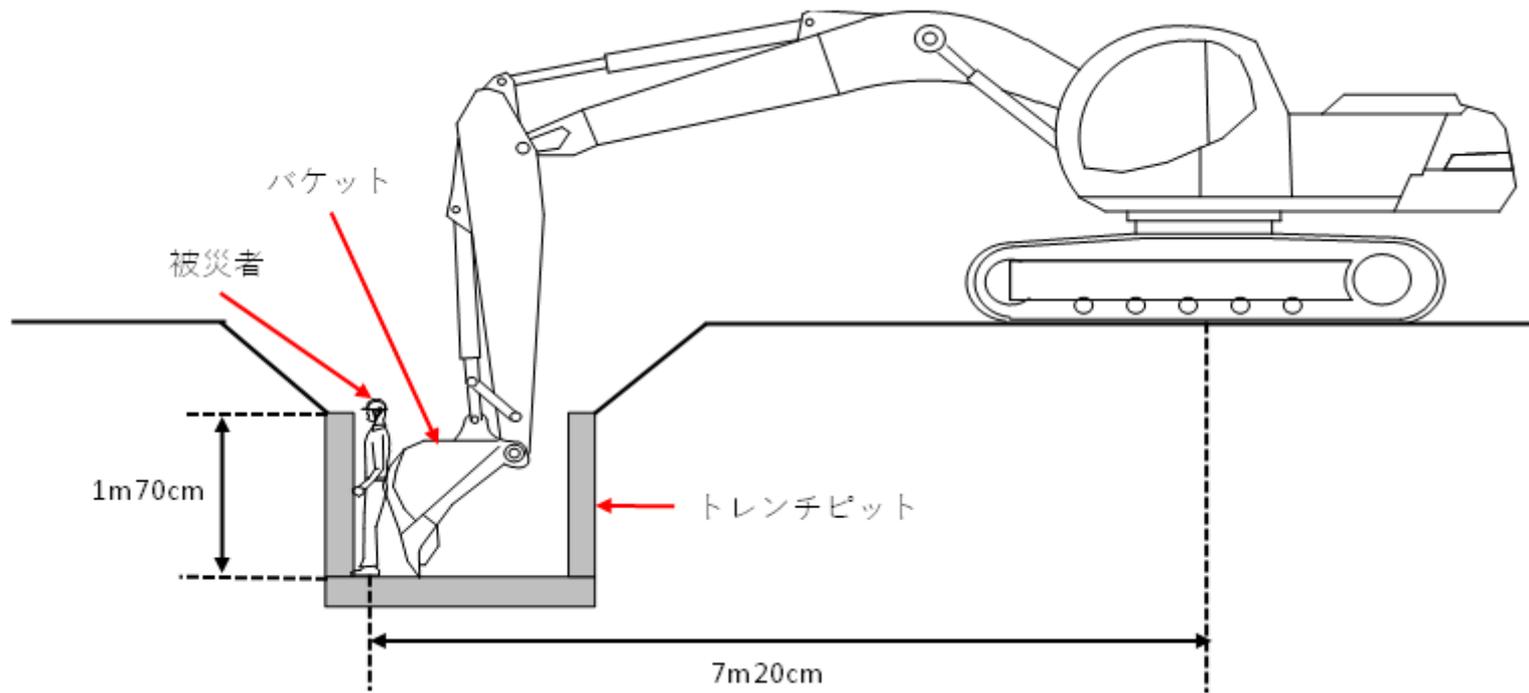


災害発生原因

- 掘削溝内は、土質の判断が困難な埋戻し土の出現や重力式擁壁の存在などにより、労働者に作業させるには地山の崩壊又は土石の落下により危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、同溝内の西側壁面に設けていた矢板等の土止め材を取外した状態で、同溝内において被災者に手掘りによる掘削をさせていたこと。
- 掘削箇所について、地山の崩壊により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態等をボーリングその他適当な方法により調査していなかったこと。
- 工事に関するリスクアセスメントを実施していなかったこと。

安衛則 第355条

安衛則 第361条第1項



- 被災者を運転中の車両系建設機械の作業範囲内に立ち入らせていたこと。また、誘導者を配置していたが、災害発生直前、誘導者が作業現場にいなかったこと。
- 被災者がドラグ・ショベルのバケットとトレンチピットの壁面との間で作業していたこと。また、被災者が運転手の死角に入って見えなかったこと。

安衛則第155条 第1項、第2項
 安衛則第158条 第1項

3 労働安全衛生規則（熱中症）の改正内容

改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

改正の概要

○以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコールド
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

労働安全衛生規則 第612条の2 (労働安全衛生法 第22条)

第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

令和7年6月1日施行

(罰則)

労働安全衛生法 第119条

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

「熱中症」とは、

高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調整機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。

「暑熱な場所」とは、

湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。

また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、**継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業**をいうこと。

なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。

「暑熱な場所に該当するか否か」は、

原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。

「周知」は、

報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。その方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがあり、原則いずれでも差し支えないが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わることを担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせる行うこと。

また、現場で周知した結果の記録の保存までは法令では求めているが、労働基準監督署による確認に際しては、事業者として適切に対応することが求められること。

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名：本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良者が発生した場合は、フロー図に基づき対応いただき、〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようお願いいたします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

「報告をさせる体制の整備」には、

熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれるものであること。また、作業員から電話等による報告を受けるだけでなく、積極的に熱中症が生じた疑いのある作業員を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業員が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業員の熱中症のリスク管理、責任者・労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが挙げられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせる等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

「報告をさせる体制の整備」は

「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の作業開始前までに行っておく必要があるが、夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること。

基発0520第6号（令和7年5月20日）
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

基発0520第7号（令和7年5月20日）
職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢（脱水状態）
- 持病（糖尿病・心臓病等）

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる



手足がつる



吐き気



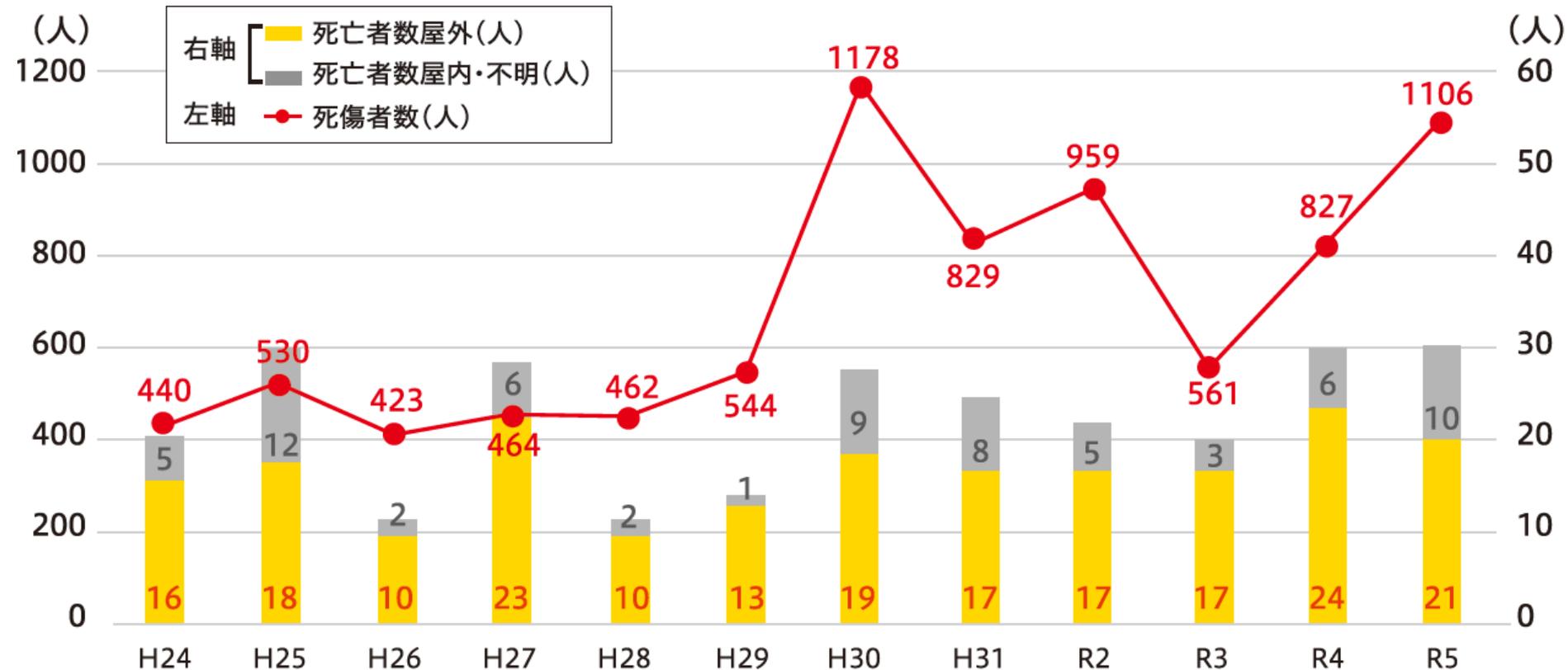
立ちくらみ・めまい



汗のかき方がおかしい

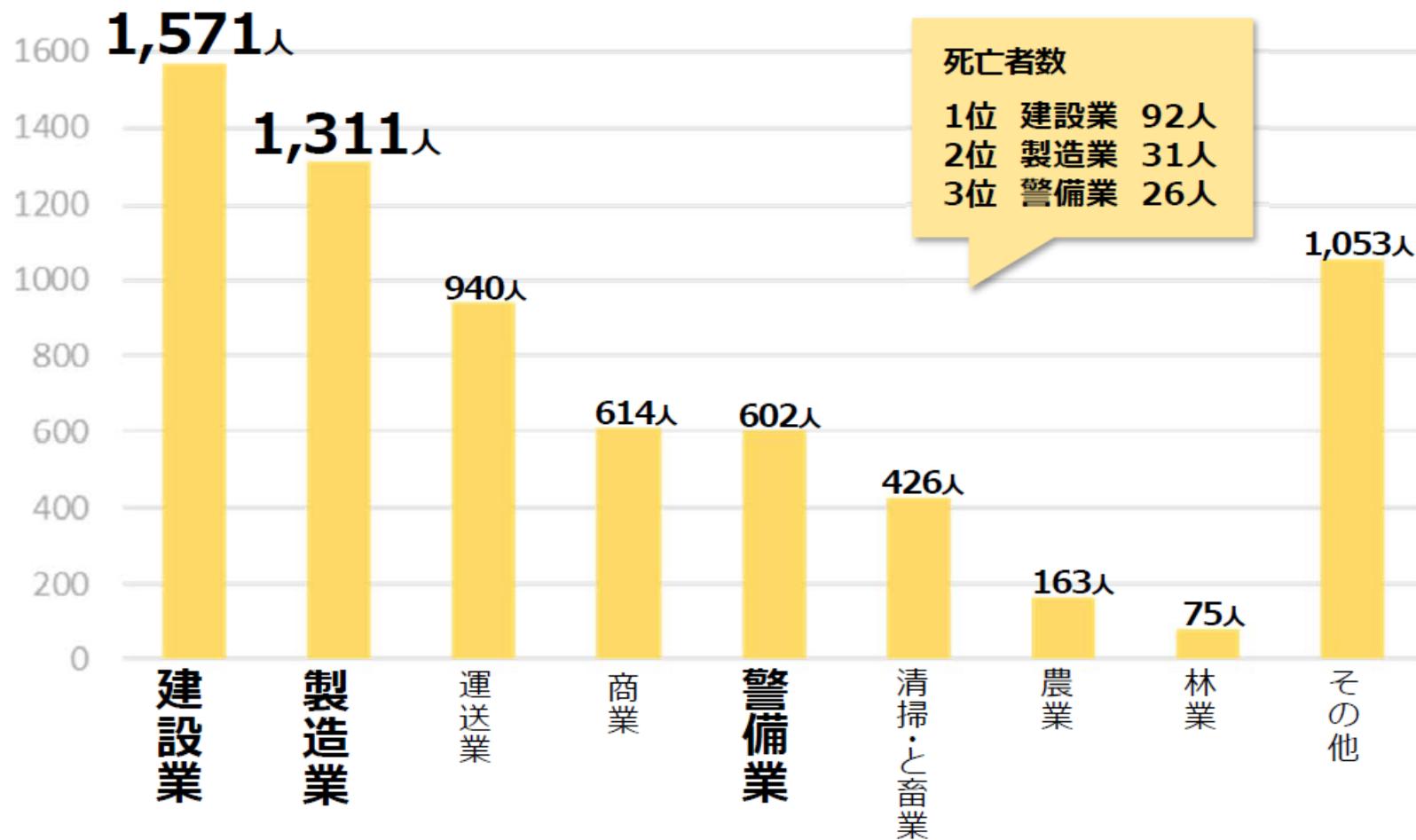
汗が止まらない／汗がでない

熱中症による労働災害発生状況



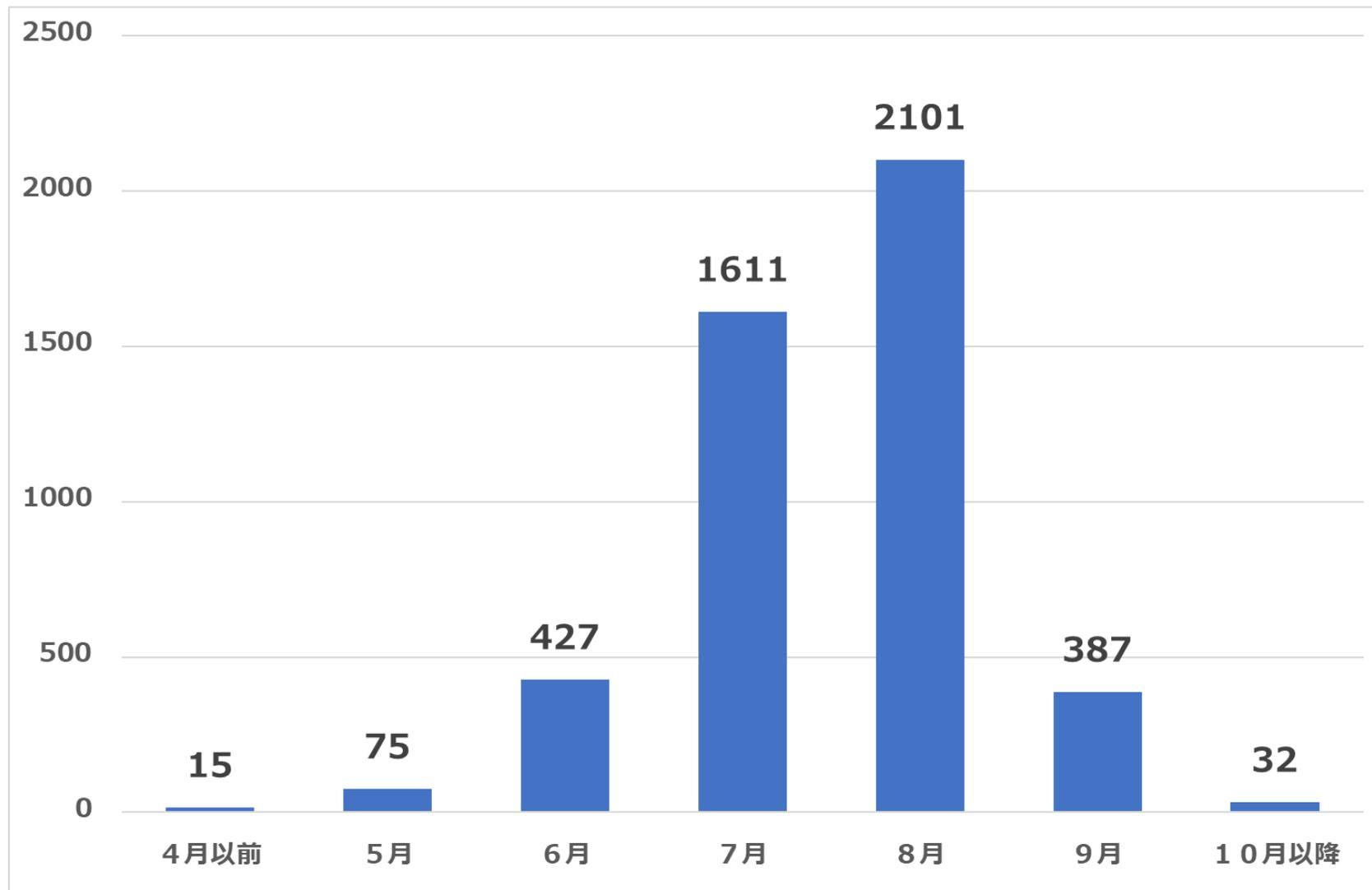
業務上疾病調：厚生労働省(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)

職場で熱中症になった人 (死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数)

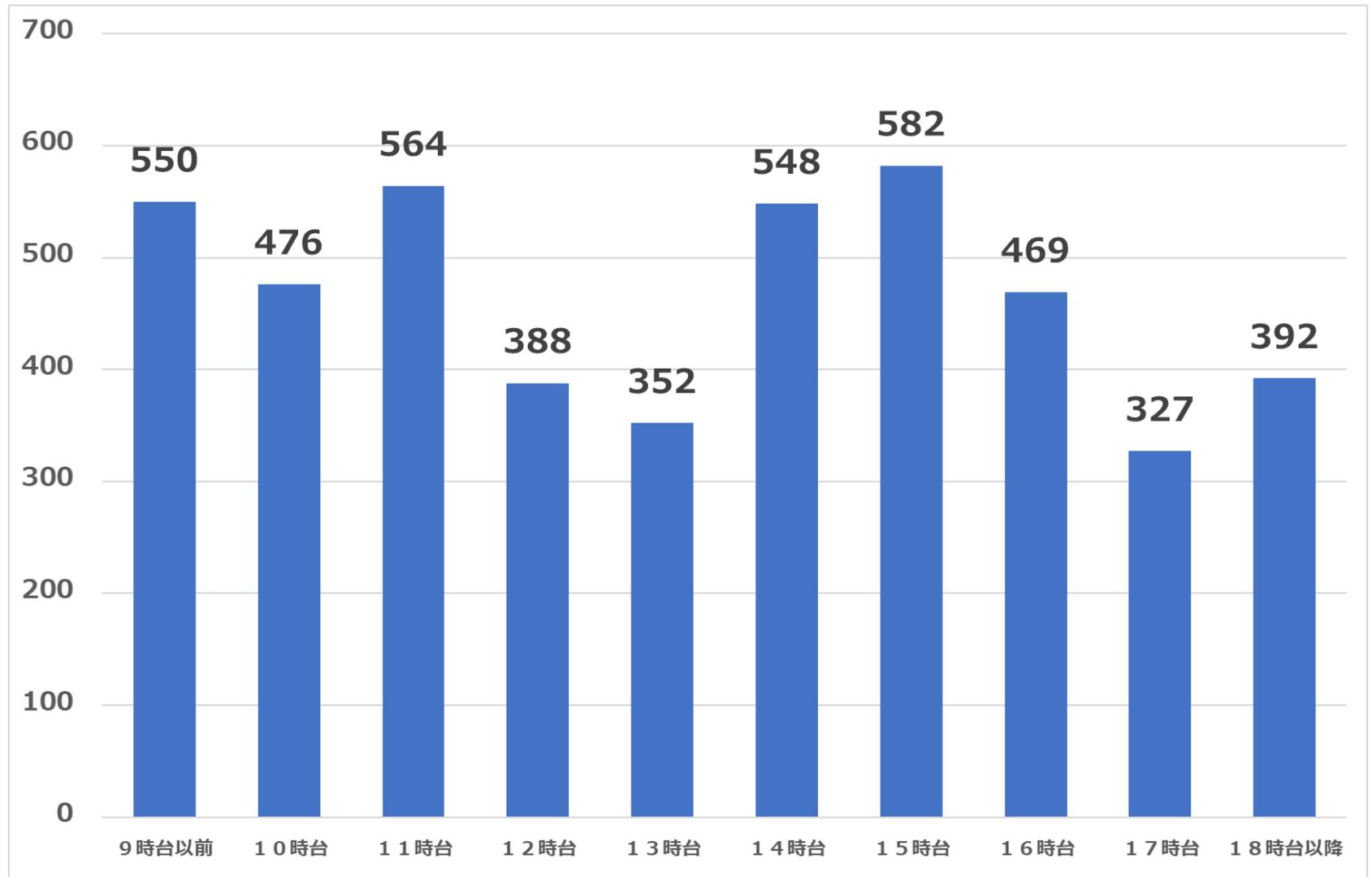


2013年～2022年の累計値

熱中症による死傷者数の月別の状況（令和3年～令和6年）



熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（令和3年～令和6年）



職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



ヒアリング概要（総論）

- 「**熱中症基本対策要綱**」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
 - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
 - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の**具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。**

ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによることが必要であるが、**WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。**
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、**バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。**
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業員に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「**熱中症予防管理者**」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

ウェアラブル端末で体調の見える化

リスクが見てわかる



「ウェアラブル端末」には、さまざまなタイプの製品があります。使いたい機能、使い勝手、精度、バッテリーの駆動時間などを考慮して目的にあったものを試してみるといいでしょう。



- 熱中症対策・予兆検知
- 転倒・転落検知
- 屋外・屋内位置測定
- SOS発信

出典

日本精工株式会社 石部工場

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間



準備期間 4月 にすべきこと

労働衛生管理体制の確立

- 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

作業計画の策定

- 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

休憩場所の確保の検討

- 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

教育研修の実施

管理者、労働者に対する教育を実施



暑さ指数(WBGT)の把握の準備

- JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

設備対策の検討

- 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

服装の検討

- 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

緊急時の対応の事前確認

- 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備委員会【協賛】公益社団法人日本保安用協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係府庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境値)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

服装

準備期間に検討した服装を着用

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

- 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

日常の健康管理

- 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携帯させる等を考慮)

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

作業中の労働者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を紐ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

2. 暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

暑さ指数を **確認** する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症
予防情報サイト



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数を **測定** する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこちら



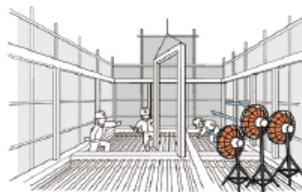
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。



“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、何かおかしい

あの人、ちょっとヘン

手足がふる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない

ポーンとしている

これらも初期症状

何となく体調が悪い

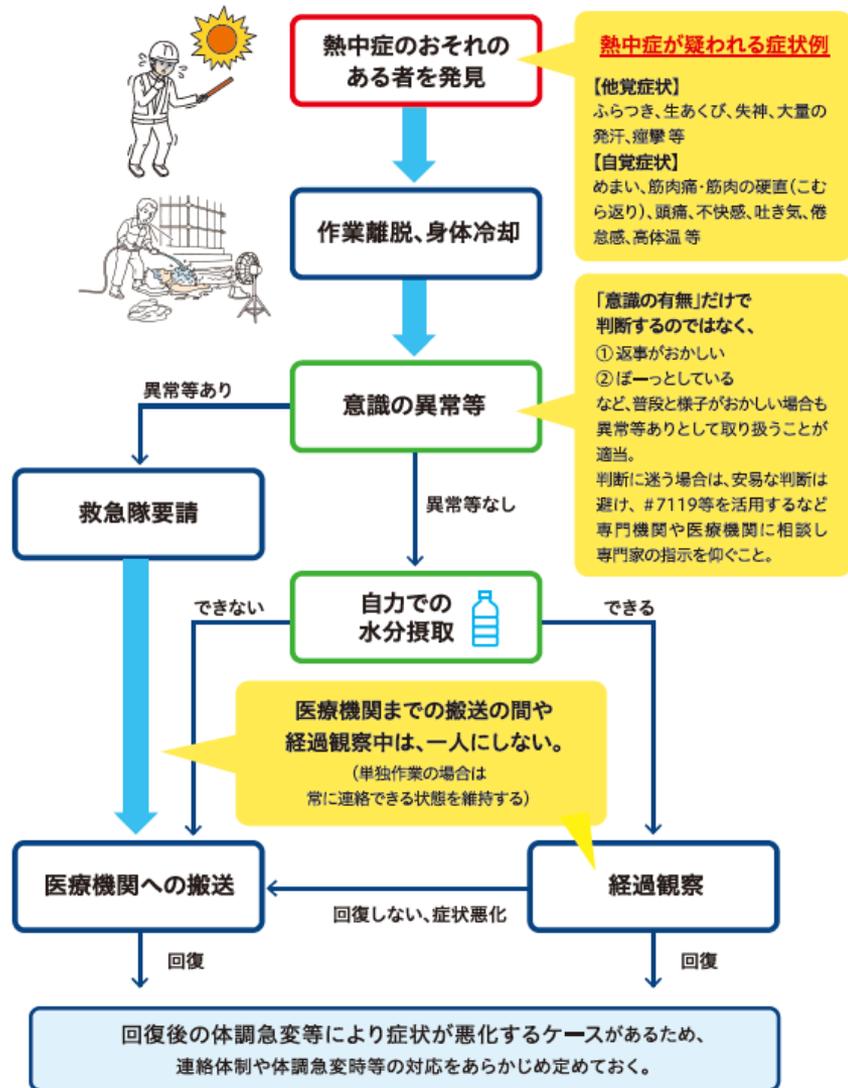
すぐに疲れる

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

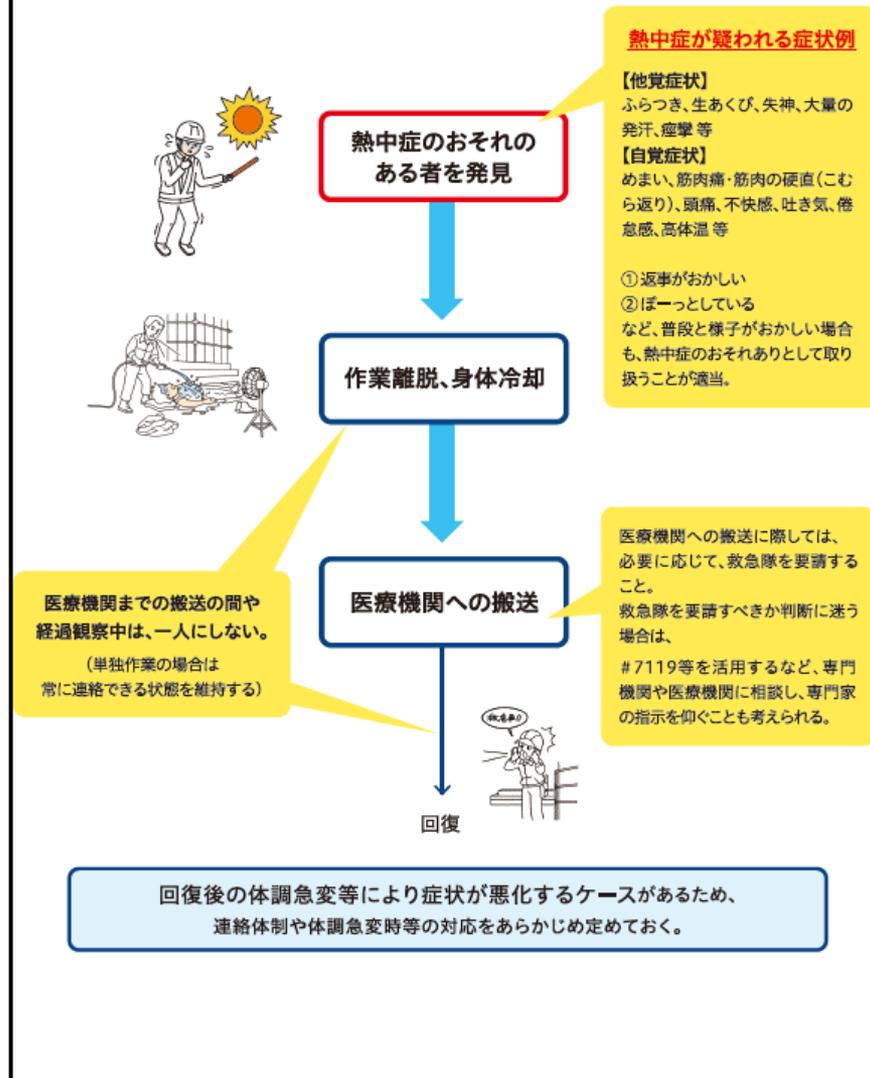
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



厚生労働省 職場における熱中症予防情報 で検索！

 <https://neccyusho.mhlw.go.jp>

職場における熱中症予防情報

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係省庁及び関係団体との連携の下、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

本ガイドは、熱中症予防対策に関する専門家による検討委員会において ...

理解度確認クイズ付き講習動画

理解度確認クイズ付き講習動画 ... 職場における熱中症予防対策のe ...

STOP！熱中症 クールワーク ...

熱中症の予防については、第14次労働災害防止計画において、下記の ...

職場でおこる熱中症

被災者はガスボンベの輸送業務を行っており、12時45分頃、顧客から ...

厚生労働省では

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ... 厚 ...

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



CLICK

職場における熱中症予防対策の周知事業

～職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されました～

新着情報

- 2025.4.15 [「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働五七）」](#)が公布されました。
- 2025.3.12 [第175回 労働政策審議会・安全衛生分科会](#)で職場における熱中症対策の強化を図る省令案が諮問・答申されました。
- 2025.2.28 [令和7年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱](#)をアップしました。
- 2025.2.28 [令和7年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」](#)を実施します。
- 2025.1.27 [第174回 労働政策審議会・安全衛生分科会](#)で職場における熱中症対策の強化が議論されました。
- 2024.5.31 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」キャンペーン要綱（改正版）](#)をアップしました。
- 2024.5.31 [令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」](#)をアップしました。
- 2024.4.24 [自分でできる熱中症予防](#)をアップしました。
- 2024.2.27 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱](#)をアップしました。
- 2024.2.27 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」](#)を実施します。



動画で学ぶ

職場における熱中症の予防対策について専門講師が分かりやすく解説します!

理解度確認クイズ付き
講習動画

専門講師が解説する
講習動画



第1章 「熱中症が発生するしくみと症状」



第1章 理解度クイズに挑戦する

約 1 4 分

いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない



すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！



第3章 理解度クイズに挑戦する

約10分

「足水」でヒンヤリ

足水専用のハウスを設置



バケツに水を張り
足を入れるだけでもOK

出典

鹿島建設株式会社 中部支店 シーテック大高JV工事事務所



第4章 理解度クイズに挑戦する

約15分

「命を救う行動」現場で作業員が倒れたときの対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



3

救急搬送
▼
生還

すぐに**119番**▶水をかけ、全身を『**急速冷却**』！

➡ 「水かけ」で急速冷却（アスリートの世界では一般的）



© JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5 身体冷却法 -応急処置編-
「水道水散布法」2:46～参照

<https://www.youtube.com/watch?v=g2FZVArhb48&t=6s>



「あやまった行動」現場で作業員が倒れたときの対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

①



意識状態は悪かったが
平熱だったので
大丈夫だと判断

②

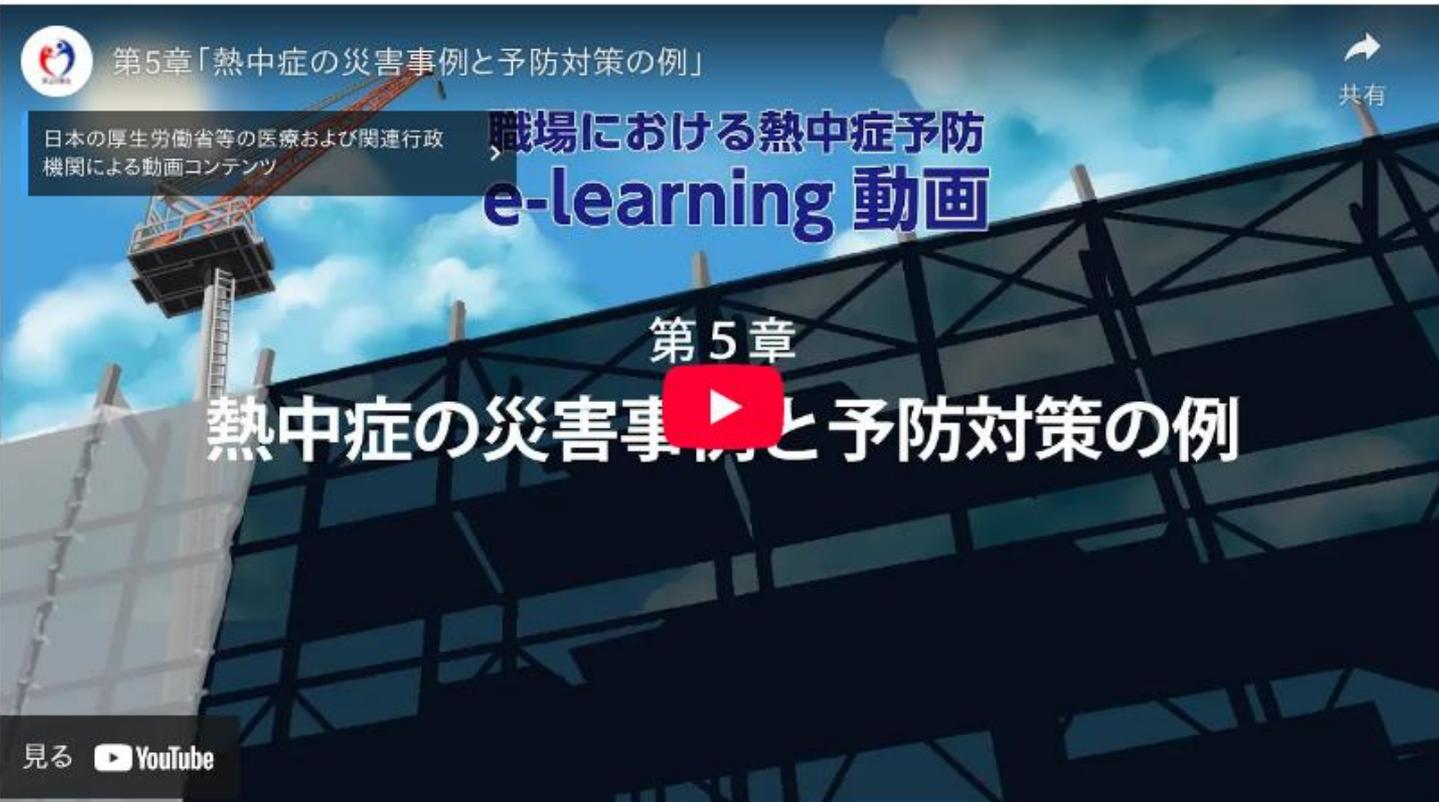


クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませた
しばらくして様子を見に行くと
意識がなく、高熱になっていた

③

救急搬送
▼
心肺停止

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた



第5章 理解度クイズに挑戦する

約10分

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入
→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。
(温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)
【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】
 - ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
 - ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る）等**【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】**
 - ・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)
- ◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入
(1事業者につき1点まで)



建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は**月45時間・年360時間**となります。
原則として次のような上限規制が適用されます。

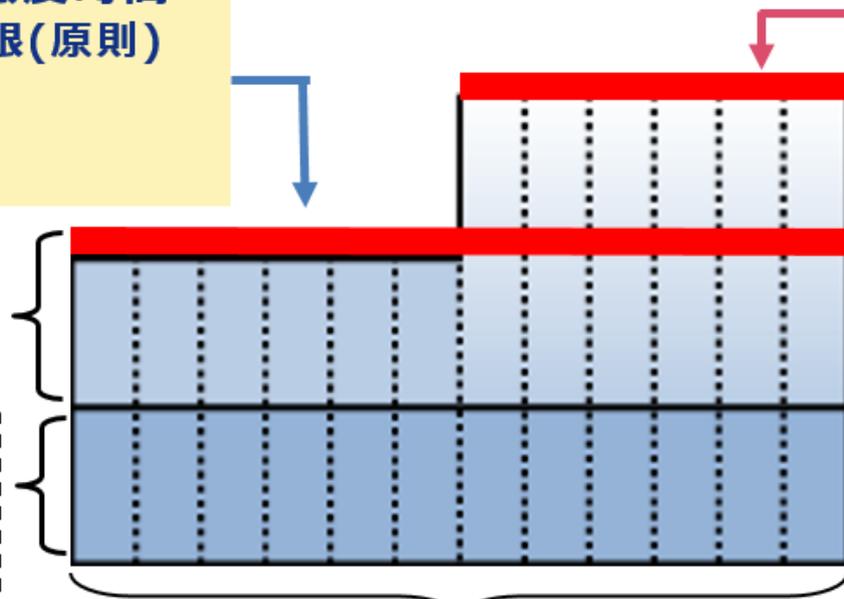
時間外労働の限度時間

■ 法律による上限(原則)

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

法定労働時間

- ✓ 1週40時間
- ✓ 1日8時間



特別条項

■ 法律による上限(例外) (月45時間超は年6か月まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 月100時間未満※
- ✓ 複数月平均80時間※

※休日労働を含む

※災害における復旧・復興の
事業では適用されません

1年間 (12か月)

2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

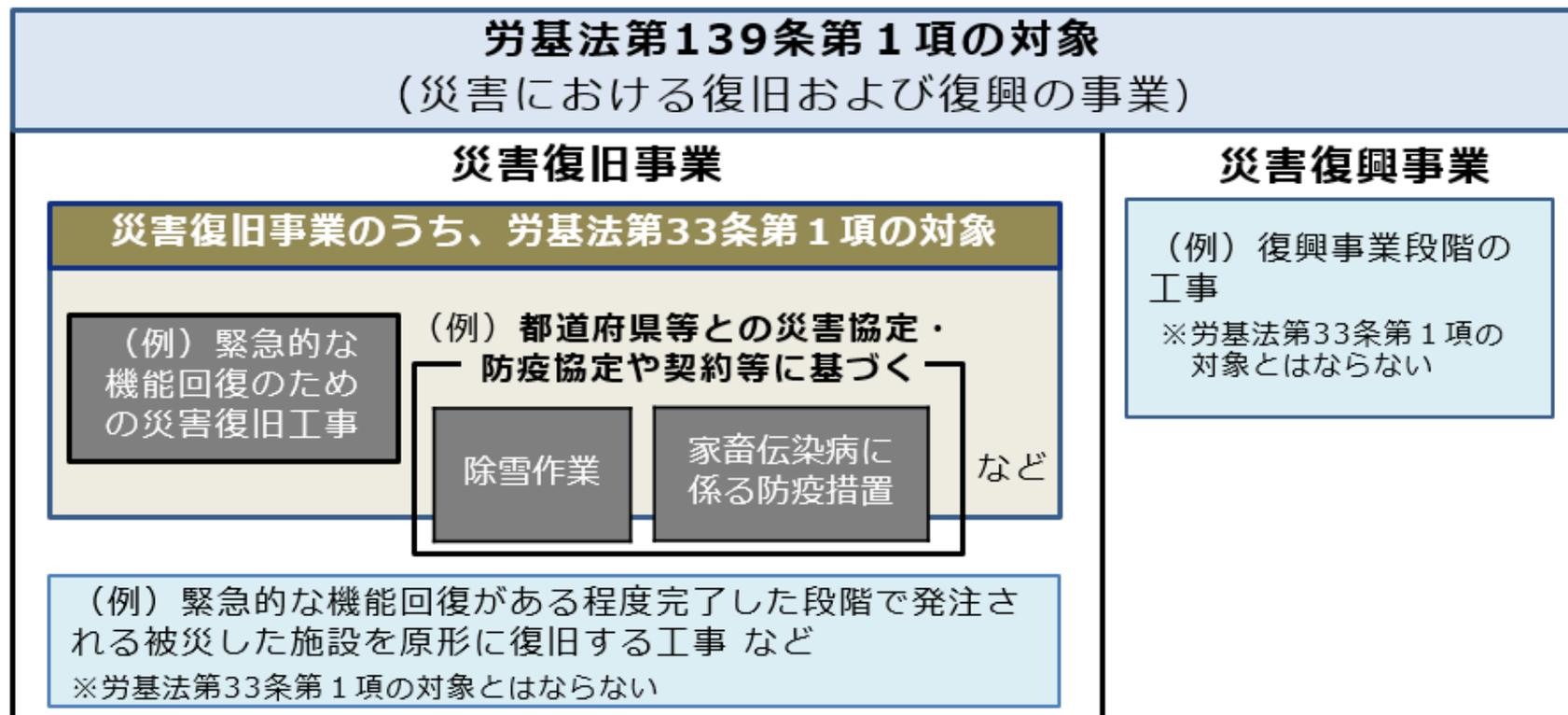
	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧および復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出 （労働基準法施行規則 様式第9号の3の2 または様式第9号の3の3）	事前の許可または事後の届出 （労働基準法施行規則 様式第6号）
効果	36協定で定める範囲内 で 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる
上限 規制 の取 り扱 い	【適用なし】 ✓ 月100時間未満 ✓ 複数月平均80時間以内 【適用あり】 ✓ 年720時間 ✓ 月45時間超は年6か月まで	適用なし

建設業に関する36協定届等の様式は、こちらから入手できます。



	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
適用 対象	<p>災害における復旧および復興の事業</p> <p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ■工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。 ■例えば、<u>都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。</u> ■差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。 	<p>災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合</p> <p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ■業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。 ■例えば、<u>地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。</u> ■<u>単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。</u> ■<u>災害の復興の事業は対象となりません。</u>

(参考) 災害における復旧および復興の事業における 労基法第139条第1項と労基法第33条第1項の関係図



※ 図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。

このため、上記の例以外でも、労基法第33条第1項の対象となる場合があります。

ご不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。





2024年
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY
建設業

時間外労働の上限規制
わかりやすい解説



くらし、はたらき、
ともにスズメ!

建設業の時間外労働の上限規制
に関するQ & A

(令和5年12月25日追補分)

(令和6年3月25日追補分)

厚生労働省労働基準局